

**令和7年度**

**山田中学校いじめ防止基本方針**

**富山市立山田中学校**

目 次

1 山田中学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	
(2) 基本理念	
(3) 定義	
2 本校のいじめの実態と課題について	2
(1) 本校の実態	
(2) 本校の課題	
3 いじめ問題への対応について	3
(1) いじめの防止のための取組	
(2) いじめの早期発見のための取組	
(3) いじめが起きた時の対応	
4 重大事態への対応について	5
(1) 重大事態の発生と調査	
(2) 調査結果の提供及び報告	
5 いじめ防止に関するその他の事項	7
<図表>	
図 1：学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	8
表 1：校内いじめ防止対策委員会	9
図 2：いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	10
表 2：いじめ問題への取組の年間指導計画	11

# 1 山田中学校いじめ防止基本方針について

## (1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立山田中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「山田中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒に関わる問題であることから、生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、生徒が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となる。

## (3) 定義

### （定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条。以下、枠内は法の条文。）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等、生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。

- 教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に注目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切である。

※ いじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやがることを言われる
  - ・仲間はずれ、個人・集団から無視される
  - ・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
  - ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など
- (「いじめの防止等のための基本的な方針」<平成25年10月11日文部科学大臣決定(平成29年3月14日改定)>を参照。)

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消とはできない。「解消している状態」と判断するには、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）の止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期することも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害生徒及びその保護者への面談などで確認）

※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪のみをもって終わるものではない。被害を受けた生徒の回復、加害の生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の生徒と他の生徒たちとの関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

- (1) 本校の実態
  - ・冷やかしやからかい等、言葉によって他人に不快感を与える行為が見られる。
- (2) 本校の課題
  - ・小さい頃から人間関係が固定化しており、配慮の足りない言動（冷やかしやからかい）によってトラブルが発生があるので、互いに認め合う温かい人間関係を醸成する取組や言語環境に留意した教育活動に努めなければならない。
  - ・SNSを利用したトラブルに対処するため、ネットモラルに関する指導をしっかりと行う必

要がある。

### 3 いじめ問題への対応について

#### (1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
  - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ生徒及び保護者に示し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
  - ・生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
  - ・道徳教育や人権教育を充実させたり、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
  - ・個に応じた分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
  - ・生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるように努める。
  - ・いじめを受けている生徒が自尊感情を失うことがないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めるることは恥ずかしいことではない。」といったメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
  - ・生徒がいじめの問題について学び、生徒自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会によるいじめ撲滅宣言やキャンペーン、相談箱の設置等）を推進し、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論するなどの活動に取り組ませ、自己指導能力を育てる。
  - ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
  - ・学校の教育活動全体を通して、自己肯定感や自己有用感を高められるよう指導する。
  - ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
  - ・職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
  - ・生徒に貸与された1人1台端末に搭載された「教育相談受付システム」を活用するなど、生徒の抱える悩みを把握し、解消に向け適切に働きかける。
  - ・学校として「特に配慮が必要な生徒※」については、生徒の特性を踏まえた適切な支援を日常的に行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ※特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人を親にもつ生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながりのある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、震災等により、被災した生徒など。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケート調査や教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 表2「いじめ問題への取組の年間指導計画」

## (2) いじめの早期発見のための取組

- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、生徒の言動や表情を細かく観察することや生徒に対する定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・休み時間や放課後の生徒の様子、生活の記録等での生徒との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして生徒たちを見守る。
- ・いじめに関する些細な情報であっても、教職員全体で共有し、解消に向け迅速に取り組む。
- ・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できる体制を整備し、保健室や相談室等の、窓口について広く周知するよう努める。
- ・いじめによるストレスや悩みを抱えている生徒は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、生徒が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てる。
- ・いじめられている生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。

## (3) いじめが起きた時の対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行う。

※参照 図1「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

表1 「校内いじめ防止対策委員会」

図2 「いじめが起こった場合の組織的対応の流れ」

- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、結果を市教育委員会に報告する。
- ・いじめられている生徒といじめを行ったとされる生徒それぞれの保護者には、できる限りいじめの認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告する。
- ・生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談して対応する。
- ・いじめられた生徒とその保護者へは、次のような支援を行う。
  - a 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
  - b 必要に応じ、いじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにする。

- c 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組む。
- ・いじめた生徒とその保護者へは、次のように指導・助言を行う。
  - a 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
  - b 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行うことができるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - c いじめた生徒へは、いじめが人格を傷つけるとともに、生命や身体及び財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を厳しく自覚させる。
  - d 当該生徒の抱える問題やいじめの背景、プライバシーにも十分に留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をする。
  - e 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ・いじめが起きた集団の生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。

#### 4 重大事態への対応について

##### (1) 重大事態の発生と調査

###### ○ 重大事態の意味について

- ・「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合等）
  - ・「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上の欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間連續して欠席している場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。）
- ※ 「生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。」

###### ○ 重大事態の報告（法第30条第1項）

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに富山市教育委員会を通じて、市長へ事態が発生した旨を報告する義務がある。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告する。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。

- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

○ 重大事態の調査の実施に当たって

- ・学校は、重大事態の調査が決定した時点で、調査の開始日や調査組織の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。
- ・調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とする。
- ・調査に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃か）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・調査の実施は、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進める。
- ・被害生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して進める。
- ・加害生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を保つ。
- ・学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあっても、事実関係を明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組む。

(2) 調査結果の提供及び報告

○ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する際、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。
- ・調査の進捗状況について、被害を受けた生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努める。
- ・調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒とその保護者に確認する。
- ・加害生徒及びその保護者に対して、被害生徒、保護者に説明した方針に沿って、調査結果内容について説明する。調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめしたことのあやまちに気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちの醸成を図る。
- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成 17 年富山市条例第 30 号）等に照らして適切に判断する。
- ・学校が調査を行う場合、市教育委員会から情報提供の内容や方法、時期等について必要な指導を仰ぐ。

○ 調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会の会議において議題として扱われた後、市長に報告  
・説明され、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告される。なお、必要に応じて調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討される。
- ・いじめを受けた生徒または、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒また

は、その保護者がまとめた文書（所見書）の提出を受け、調査結果の報告を添えて市長等に送付する。なお、調査主体は、調査結果に対する所見書を市長に提出することが可能であることをあらかじめ被害生徒とその保護者に伝える。

## 5 いじめ防止に関するその他の事項

「山田中学校いじめ防止基本方針」は、諸処の動向を勘案して、毎年度見直しを図り、必要があれば改定することとする。

図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

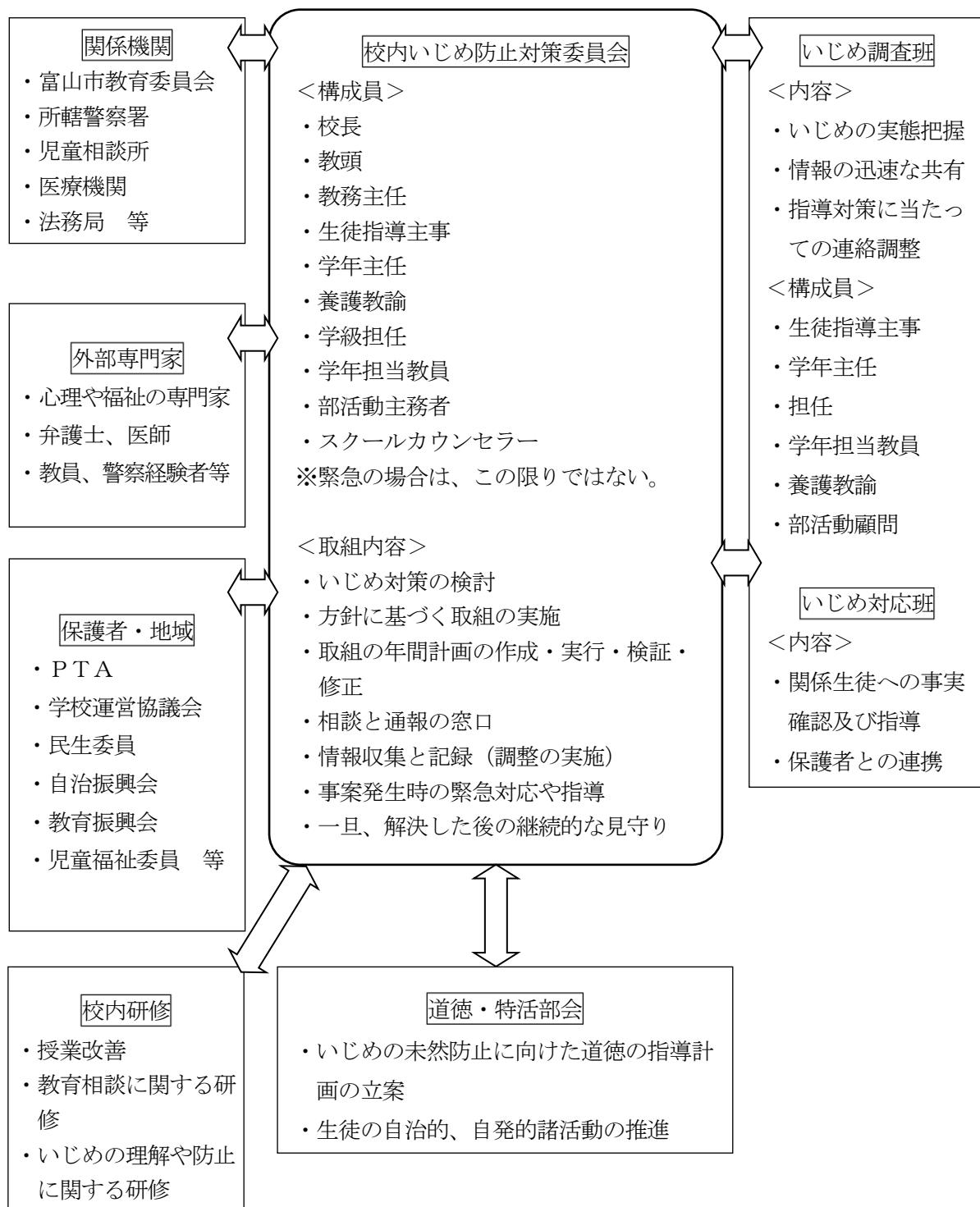


表1 校内いじめ防止対策委員会

役 職	分担 1	分担 2	備 考
校 長	総 括		
教 頭	集 約		
教務主任		対応班	
生徒指導主事	調査班	対応班	
養護教諭	調査班		
学級担任	調査班	対応班	
学年担当	調査班	対応班	
スクールカウンセラー		対応班	

## 2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

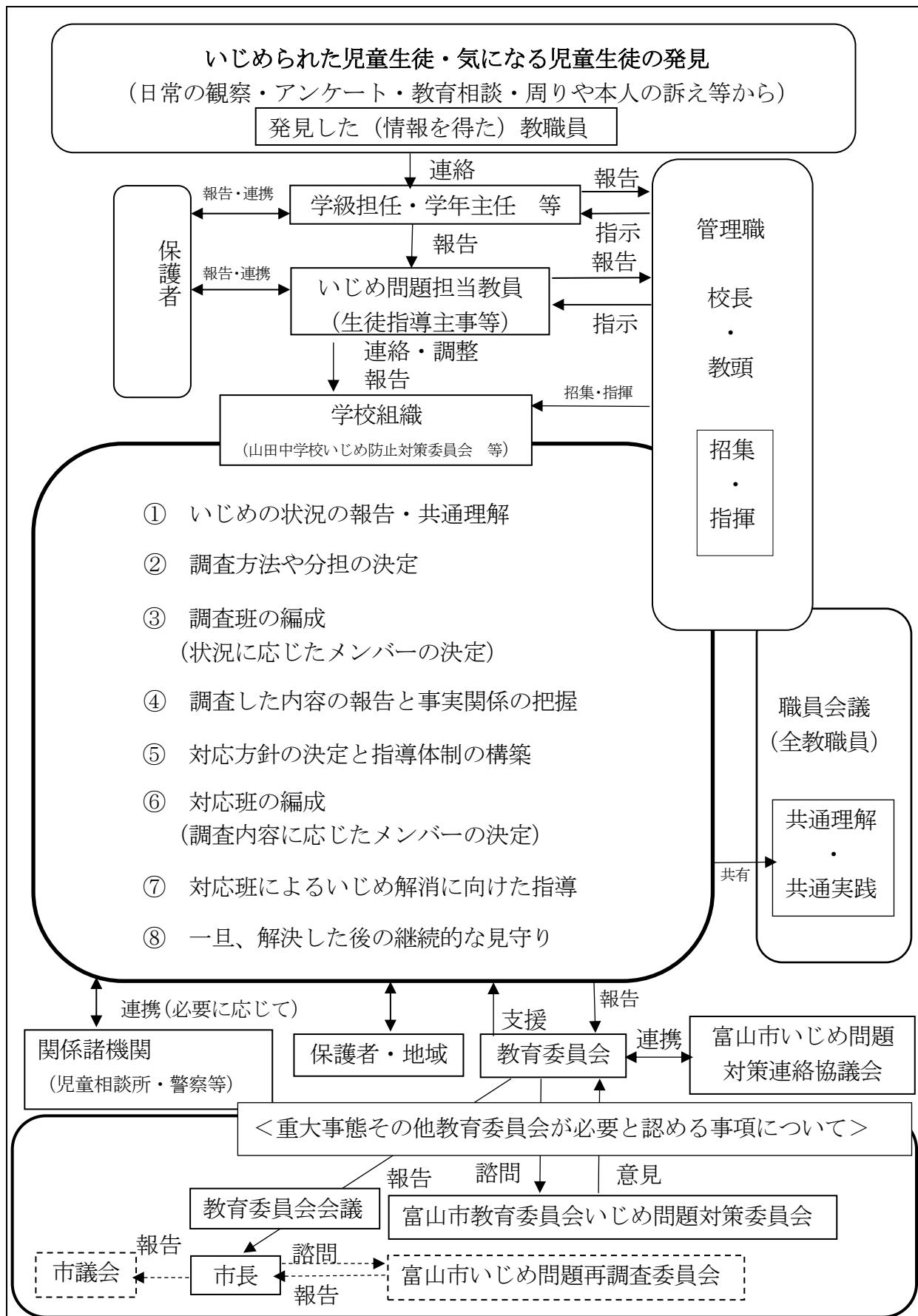


表2 いじめ問題への取組の年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等						事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会実施	
	校内いじめ防止対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等						
	職員会議	PTA総会、学年懇談会における保護者啓蒙		いじめ問題に関する職員研修会①			
未然防止への取組	いじめ実態把握調査(いじめアンケート)	①学級・学年づくり 人間関係づくり		生徒会による未然防止に向けた自治活動			
早期発見への取組		教育相談週間		保護者 学校評価アンケート			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会実施						
	校内いじめ防止対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		いじめ問題に関する職員研修会②		校内いじめ防止対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し		
未然防止への取組	いじめ実態把握調査(いじめアンケート)	①学級・学年づくり 人間関係づくり	生徒会による人権週間への取組	道徳・特別活動計画へ生かす			
早期発見への取組		教育相談週間		保護者 学校評価アンケート			